

令和 3 年 8 月 1 2 日

守谷市公共施設包括管理における民間活力導入可能性調査業務に係る 公募型プロポーザル方式実施要領

守谷市公共施設包括管理における民間活力導入可能性調査業務に係る提案書提出に関する詳細は下記のとおりとする。

記

1 業務目的

守谷市（以下「本市」という。）では、公共施設管理業務の効率化と質の向上を図ることを目的として、施設管理の統一化等の可能性を探るため、公共施設包括管理業務の導入を検討しています。当該業務では、包括管理の具体的な業務範囲や事業スキームの検討、デジタル技術活用の検討、事業効果の検証等を行い、導入方針の検討及び導入可能性調査を実施し、公民連携手法の導入について総合的な評価をまとめることを目的とする。

2 業務の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 業務名 | 守谷市公共施設包括管理における民間活力導入可能性調査業務 |
| (2) 業務内容 | ①業務範囲の検討
②業務スキーム案の検討等
③公民連携セミナーの実施
④事業効果の検証 |
| (3) 業務の仕様等 | 「守谷市公共施設包括管理における民間活力導入可能性調査業務仕様書」による。 |
| (4) 履行期限 | 令和 4 年 3 月 3 1 日 |
| (5) 事業費限度額 | 9, 5 3 7 千円（消費税および地方消費税含む） |
| (6) 発注者 | 守谷市 |
| (7) 担当部局 | 〒3 0 2 - 0 1 9 8 茨城県守谷市大柏 9 5 0 番地の 1
守谷市総務部管財課管財契約グループ
電話 0 2 9 7 - 4 5 - 1 1 1 1（内線 2 1 4）
FAX 0 2 9 7 - 4 5 - 2 8 0 4
電子メールアドレス kanzai@city.moriya.ibaraki.jp |

3 プロポーザルの提出者に要求される資格及びプロポーザルの提出者を選定するための基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ②地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に基づく守谷市の入札参加の制限を受けていないこと。
- ③業務等に対応する営業種目について守谷市競争入札参加資格規程（平成 1 5 年訓令第 1 3 号）第 1 0 条の有資格者名簿に登録された者であること。
- ④守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領要綱（平成 6 年規程第 1 0 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑤守谷市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成 2 0 年告示第 7 6 号）第 3 条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- ⑥会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続中でないこと。
- ⑦法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ⑧本業務と類似する業務（公共施設又はインフラの維持管理における官民連携方式の検討業務）の実績が、過去 1 0 年間にあること。

4 スケジュール

	内 容	期 日	様式
1	公告	令和 3 年 8 月 1 2 日（木曜日）	
2	参加表明書に関する質疑	令和 3 年 8 月 1 8 日（水曜日）から 令和 3 年 8 月 2 0 日（金曜日）まで	第 3 号
3	参加表明書質疑に関する回答	令和 3 年 8 月 2 4 日（火曜日）	第 3 号
4	参加表明書等提出	令和 3 年 8 月 2 6 日（木曜日）から 令和 3 年 8 月 2 7 日（金曜日）まで	第 1 号、第 2 号 及び任意様式
5	提案書提出要請通知	令和 3 年 8 月 3 0 日（月曜日）	
6	提案書に関する質疑	令和 3 年 8 月 3 1 日（火曜日）から 令和 3 年 9 月 1 日（水曜日）まで	第 3 号
7	提案書質疑に関する回答	令和 3 年 9 月 3 日（金曜日）	第 3 号
8	提案書等提出	令和 3 年 9 月 9 日（木曜日）から 令和 3 年 9 月 1 0 日（金曜日）まで	第 4 号、第 5 号 及び任意様式
9	提案書等審査	令和 3 年 9 月中旬予定	
10	提案事業者決定通知	令和 3 年 9 月中旬予定	

5 期限並びに提出方法及び提出場所

- (1) 各書類の提出受付は、上記スケジュール期間の土日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。(ただし、正午から午後1時までを除く。)
- (2) 参加表明書等並びに提案書の提出は、持参又は郵送(期間内必着)とし、質疑に関してはこの限りではない。なお、質疑に関する回答については、市公式ホームページにて公表する。
- (3) 提出先は下記のとおりとする

〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市役所 総務部管財課管財契約グループ
TEL 0297-45-1111 (内線214)
FAX 0297-45-2804
電子メールアドレス kanzai@city.moriya.ibaraki.jp

6 参加表明書等の提出について

- (1) 参加表明書および添付資料は下記のとおりとする。
 - ① 参加表明書(様式第1号)
 - ② 会社概要(最新のもの。パンフレット等の使用も可)
 - ③ 会社の同種・類似業務実績(様式第2号)
 - ・過去10年間のうち、本業務と同種・類似する業務を記載すること。(最大10件までとし、記載にあたっては、業務名、発注機関名、業務の概要、業務完了年月を記載すること。)
 - ④ 財務諸表類
 - ・直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分(損失処理)計算書等。
- (2) 参加表明書等の提出部数については、正本1部、副本3部とする。

7 提案書等の提出について

- (1) 提案書及び添付書類は下記のとおりとする。
 - ① 提案書(様式第4号)
 - ② 配置予定技術者の経歴等(様式第5号)
 - ・業務経験年数、業務に関連する保有資格、本業務と類似する業務実績及び繁忙度
 - ③ 業務実施体制(任意様式)
 - ・配置予定技術者の役割分担、指揮命令体制等について
 - ・予定統括責任者(管理技術者)について
 - ④ 実施方針等(任意様式)
 - ・業務実施における基本方針や実施フロー等について

⑤ 実施方法（任意様式）

・仕様書に定める各業務内容の実施方法等について

⑥ 業務工程表（任意様式）

⑦ 見積書及び内訳書（任意様式）

（２）用紙の大きさについてはＡ４判縦とし、それぞれ１枚以内とすること。

（３）提案書等の提出部数については、正本１部、副本１２部とする。

８ 提案書等の審査

（１）日時

日時は、令和３年９月中旬を予定。

（２）審査方法

守谷市公共施設包括管理における民間活力導入可能性調査業務プロポーザル審査委員会において審査するものとする。なお、本案件においては、新型コロナウイルス感染症まん延防止を図る観点からプレゼンテーションについては実施しないものとする。

（３）評価方法

評価項目（配点）	評価事項
１ 会社の実績 （５点）	同種・類似業務実績数（内容・件数）をもとに評価。
２ 配置予定技術者の経歴等（技術員の経験と能力） （１０点）	総括責任者及び配置予定技術者の資格・経歴。 総括責任者及び主任技術者の業務実績。 総括責任者及び主任技術者の繁忙度。
３ 業務実施体制 （１５点）	実施にあたり十分かつ適正な人材配置及び役割分担がなされているか。 また、妥当性や効率的な業務実施のための手法が具体的に示されているか。
４ 業務実施方針 （業務理解度） （１５点）	本市の状況や業務の目的、内容等を正しく理解し、実施方針として取りまとめられているか。
５ 業務内容 ① 業務範囲の検討 ② 業務スキーム案の検討等 ③ 事業効果の検証 （各点１５ 計４５点）	各業務について、専門的知見に基づく具体的な提案がなされており、その内容に妥当性があるか。
６ 見積額 （１０点）	業務内容に見合った適切な見積りであるか。

(4) 特定者の公表について

プロポーザルの提出者として特定された者を公表する。

(5) 非選定及び非選定理由

プロポーザルを提出した者のうちプロポーザルを選定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

(6) 無効となる参加表明書又プロポーザル

- ① 提出方法，提出先，受領期限に適合しないもの
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 参加表明書及びプロポーザルに虚偽の内容を記載した場合には，参加表明書又はプロポーザルを無効とするとともに，虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語，通貨：日本語，日本円

(2) 契約書作成要否：要

(3) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続きについて，提案事業者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(4) 提出された書類の取扱い

- ① 提出された参加表明書及び提案書等は返却しない。
- ② 参加事業者が提出した提案書等の著作権は，参加事業者に帰属する。
ただし，提出された書類は，選定及び特定を行う作業に必要な範囲において，複製を作成することがある。
- ③ プロポーザル参加事業者が提出された書類は，守谷市情報公開条例（平成10年条例第4号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- ④ 受領期限以降における参加表明書及びプロポーザルの差し替え及び再提出は認めない。また，参加表明書及びプロポーザルに記載した配置予定技術者は，病休，死亡，退職等極めて特別な場合を除き，変更することができない。
- ⑤ プロポーザルの作成のために発注者より受領した資料は，発注者の了解なく公表・使用することはできない。